

役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 栄光福祉会
役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人栄光福祉会（以下「法人」という）の開催する次の会議等に出席する理事・監事及び評議員（以下「役員等」という。）の出席に要する報酬及び費用弁償について規程するものである。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 監査

(会計処理の基準)

第2条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員等報酬及び費用弁償)

第3条 理事及び監事の報酬は各年度の総額 300,000 円の範囲内とし、役員等の報酬及び費用弁償の額は、次のとおりとする。

(1) 役員等報酬（日当分）

評議員会・理事会出席	5,000 円
監査	8,000 円

(2) 旅費（費用弁償）

範囲	評議員・理事会出席・監査
中部圏域	1,000 円
上記以外	1,500 円

(出張旅費)

第4条 役員等が、法人又は法人の運営する施設の業務のため主張する場合は、法人の「旅費規程」に準じて支給する。

(役員等報酬の支払)

第5条 役員等報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

附則

この規定は、平成24年4月1日より実施する。

この規定は、平成26年4月1日より実施する。

この規定は、平成29年6月1日より施行する。

この規定は、平成30年10月15日より施行する。

この規定は、令和5年11月8日より施行する。